河内町空き家活用制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、個人が所有する空き家に関し、空き家の有効活用を円滑に促進するとともに、空き家の管理不全状態を防止するため、空き家活用に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き家　居住を目的に建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定である町内に存在する住宅（賃貸又は分譲を目的として建築された建物を除く。）及びその住宅の敷地をいう。

(2)　管理不全状態　空き家が適正に管理されていないことにより、人命・身体又は財産に被害を及ぼす恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために空き家を放置することが不適切である状態をいう。

(3)　所有者　空き家の所有権又はその他の権利により当該空き家の売却　 又は賃貸を行うことができる者をいう。

(4)　空き家登録者　空き家の所有者で、空き家登録を行い登録が完了した者をいう。

(5)　利用希望者　空き家の情報提供や空き家の購入又は賃貸借等を希望する者で、利用希望登録が完了した者をいう。

(6)　協定者　町と空き家の媒介に関する協定を結んだ者をいう。

(7)　媒介者　協定を締結した者の中から町が媒介を依頼した者をいう。

(8)　媒介契約　媒介者によって行われる、売買、賃貸借等の媒介に関する契約をいう。

(9)　媒介 登録された空き家に関し、空き家登録者に代わって媒介者が行　う必要な調査及び利用希望者との交渉、媒介契約、その他空き家登録者が依頼した業務を実施することをいう。

（空き家の登録）

第３条　空き家の登録を申し込もうとする者は、河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）申込書（様式第１号）と河内町空き家活用登録カード（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、第１項の規定による登録の申し込みがあったときは、申し込み内容を確認し、適当と認められるときは台帳に登録し、河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）完了通知書（様式第３号）により当該申込者に通知するものとする。

（登録情報の変更）

1. 前条第２項の規定による通知を受けた空き家登録者は、登録した空き家情報に変更が生じたときは、河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）申込書（様式第１号）により速やかに町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申し込みがあったときは登録情報を変更し、空き家登録者へ河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）完了通知書（様式第３号）により通知するものとする。

３　町長は、前項の規定による変更を行ったときは、協定者にその旨を報告するものとする。

（登録の有効期間及び更新）

1. 台帳への空き家登録の有効期間は、登録した日を基準とし、登録日の属する年度の翌々年度の３月３１日までとする。

２　空き家登録者は、従前の登録の有効期限満了の翌日以降も引き続き台帳への空き家の登録を希望するときは、有効期間の満了する日以前に河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）申込書（様式第１号）により町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の申し込みがあったときは登録情報を更新し、空き家登録者へ河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）完了通知書（様式第３号）により通知するものとする。更新登録の有効期間は、更新日より２年間とする。

（登録の抹消）

第６条　空き家登録者は、台帳への空き家の登録の抹消を希望するときは、河内町空き家活用制度登録抹消申込書（様式第４号）により町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申し込みがあったとき又は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該申し込み又は当該各号の事由に係る空き家の登録を抹消し、河内町空き家活用制度登録抹消通知書（様式第５号）により当該登録を抹消した旨を当該登録者に通知するものとする。

(1)　登録の申請内容又は登録空き家情報に虚偽があったとき。

(2)　第５条第２項に規定する手続きがされずに有効期間を経過したとき。

(3)　当該物件の利用が確定したとき。

(4)　その他町長が適当でないと認めるとき。

（登録空き家情報の提供）

第７条　町長は、登録された空き家情報のうち、必要な情報を町のホームページ等により利用希望者等に提供することができる。

（登録申し込みの利用要件）

第８条　次に掲げる事項に該当する場合は、第３条第１項及び第１１条第１項の規定による申し込みをすることができない。

(1)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員）

(2)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3)　前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

（媒介に係る協力依頼）

第９条　町長は、空き家登録者から河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）申込書（様式第１号）により媒介の申し込みがあったときは、協定を締結した者の中から空き家の媒介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断し、若しくは終了するときは、河内町空き家活用制度登録物件媒介（協力・中断・終了）依頼書（様式第６号）により行うものとする。

（媒介者の決定）

第10条　協定者は、町長から媒介者の推薦を依頼されたときは、空き家登録者の希望条件を考慮したうえで、速やかに媒介者を決定する。この場合、空き家登録者は媒介を行う者の決定が必要な場合において、協定者と協議することができる。

２　協定者は、前項の規定により決定した者を空き家の媒介を行う者として河内町空き家活用制度登録物件媒介者決定報告書（様式第７号）により町長に報告する。

３　町長は、前項の規定により協定者から報告を受けたときは、速やかに空き家登録者に対してその旨を、河内町空き家活用制度登録物件媒介者決定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（利用希望の申し込み）

第11条　空き家の利用を希望する者は、河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録申込書（様式第９号）に誓約書（様式第１０号）を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申し込みがあったときは、申込内容を確認し、適当と認められるときは台帳へ登録し、利用希望者へ河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録完了通知書（様式第１１号）により通知するものとする。

３　町長は、前項の規定による通知を利用希望者へ行ったときは、協定者にその旨を報告するものとする。

（利用登録情報の変更）

第12条　前条第２項の規定による通知を受けた利用希望者は、登録した内容に変更が生じたときは、河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録申込書（様式第９号）により速やかに町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申し込みがあったときは、利用登録情報を変更し、利用希望者へ河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録完了通知書（様式第１１号）により通知するものとする。

３　町長は、前項の規定による変更を行ったときは、協定者にその旨を報告するものとする。

（利用登録の有効期限及び更新）

第13条　利用登録の有効期間は、登録した日を基準とし、登録日の属する年度の翌々年度の３月３１日までとする。

２　利用希望者は、従前の有効期限満了の翌日以降も引き続き空き家の利用希望をするとき及び利用内容に変更が生じたときは、有効期間の満了する日以前に河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録申込書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の申し込みがあったときは登録情報を更新し、河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録完了通知書（様式第１１号）により通知するものとする。更新登録の有効期間は、更新日より２年間とする。

（利用登録の抹消）

第14条　利用登録者は、登録の抹消を希望するときは、河内町空き家活用制度登録物件利用抹消登録申込書（様式第１２号）により町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申し込みがあったとき又は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消し、河内町空き家活用制度登録物件利用抹消登録完了通知書（様式第１３号）により、当該登録を抹消した旨を利用希望者に通知するものとする。

(1)　利用申し込みの内容に虚偽があったとき。

(2)　第１３条第２項に規定する手続きがされずに有効期間を経過したとき。

(3)　当該物件の利用が確定したとき。

(4)　その他町長が適当でないと認めるとき。

（交渉の申し込み）

第15条　町長は、利用希望者から河内町空き家活用制度登録物件交渉申込書（様式第１４号）により当該空き家の交渉申し込みがあったときは、速やかに空き家登録者及び協定者に対し、河内町空き家活用制度登録物件交渉申込通知書（様式第１５号）にて通知するものとする。なお、河内町空き家活用制度登録物件交渉申込書（様式第１４号）による申し込みは、同時に複数の登録物件への利用交渉を申し込むことができないものとする。

２　協定者は、前項に規定する通知を町長から受けたときは、速やかに媒介者に対し、空き家の媒介に関する必要な事項を指示するものとする。

３前項の規定による指示を受けた媒介者は、空き家登録者と調整を図り、当該利用希望者から交渉の申し込みがあった空き家の媒介を行うものとする。

（結果等の報告）

第16条　媒介者は、前条第３項の規定により行った媒介の結果を書面により速やかに協定者に報告するものとする。

２　協定者は、媒介者から前項に規定する媒介結果の報告を受けたときは、速やかに河内町空き家活用制度登録物件交渉結果報告書（様式第１６号）により町長に報告するものとする。

（媒介への不関与）

第17条　町は、空き家登録者及び媒介者並びに利用希望者間における媒介業務によって生じる利益又は損害については一切関与しない。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は令和７年５月１日から施行する。

様式第１号（第３条、第４条、第５条、第９条関係）

　　年　　月　　日

　河内町長　様

河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）申込書

河内町空き家活用制度実施要綱に定める趣旨を理解し、空き家登録カードを添えて、申し込みます。

１．申込人・登録物件の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 　 |
| 住所 |  |
| 自宅電話 |  | 携帯電話 |  |
| Eメール |  |
| 空き家の所在地 |  |
| 目的 | 売却　　　　　　　　賃貸 |
| 添付書類 | ・同意書（裏面）・登記事項証明書（土地・建物）・河内町空き家活用登録カード（様式第２号） |
| 変更・更新申込内容 |  |

２．媒介者の選択

　　　河内町の空き家登録物件について、協定を締結する　　　　　　（以下「　　　　　」という。）に契約交渉の媒介を依頼します。（下記いずれかにチェック。）。

☐　　　　　が推薦する会員

　　　　　　　☐　次の者

　　　　　　　　　業者名：

（注）河内町では、物件の賃貸借･売買に関する交渉、契約等に関して仲介行為は行っていません。また、交渉、契約に関するトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。ただし、物件登録者は、媒介に関し協定を締結している　　　　に契約交渉の媒介を依頼することができます。　　　　へ依頼した場合の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

　　　この申込みにより登録された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

（裏面）

同　意　書

私は、空き家登録を申し込むに当たり、下記の内容に同意します。

記

１　町は、空き家に係る交渉、売買又は賃貸借の契約等の媒介行為は行わないため、交渉、契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で誠意を持って解決すること。

２　河内町空き家活用登録カードの記載内容について、町が固定資産税課税台帳等により確認すること。

３　交渉、契約等の一切について、河内町空き家活用登録申込書で選択した媒介者等へ町が依頼すること。

４　登録をした空き家物件について、空き家の情報（以下「空き家情報」という。）の全てを町が協定者及び媒介者等に提供すること。

５　登録をした空き家の詳細調査（立入調査、写真撮影等の空き家の確認に必要な調査）を町及び媒介者等が実施すること。また、媒介者等が実施した調査結果を町に提供すること。

６　空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び町又は媒介者等が撮影した空き家の写真を広く一般に公開すること。

７　媒介者等が交渉、契約等を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。

８　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条第１項の規定に基づく額の報酬を媒介者等に支払うこと。

９　登録以降は、河内町空き家活用制度実施要綱の規定により手続等を行うこと。

10　登録をする空き家について、所有者等の責任において除草、剪定等の維持管理を適宜行うこと。

河内町長　様

　　　　　　　年　　月　　日

住所

氏名（署名）

様式第２号(第３条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　河内町空き家活用登録カード | 新規・変更 |

太枠内のみ記入してください。(登録変更の場合は変更箇所を朱書きしてください。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 登録番号 |  |
| 所有者 | 氏名 | フリガナ |
|  |
| 住所 | 〒　　　　― |
| TEL | 自宅 |  | 携帯 |  |
| FAX |  | E-mail |  |
| 売却又は賃貸の別 | □売却　　　　　□賃貸　　　　　□どちらでも可 |
| 売却希望価格 | 円　 | 賃貸希望価格 | 円／月　　　　 |
| 物件所在地 | 河内町 |
| 物件の概要 | 建築確認 |  |
| 住宅の耐震化 | □新耐震基準住宅　　　□旧耐震基準住宅　耐震改修(済・無) |
| 構造 | □木造　□軽量鉄骨　□鉄骨　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ　□その他(　　　　) |
| 面積 | 土地 | 　　　　 ｍ2(　　　　　坪) |
| 建物 | 1階 | 　　　　　　　　ｍ2(　　　　　坪) |
| 2階 | 　　　　　　　　ｍ2(　　　　　坪) |
| 3階 | 　　　　　　　　ｍ2(　　　　　坪) |
| 計 | 　　　　　　　　ｍ2(　　　　　坪) |
| 建築年 | 　　　　　　　　　　年 |
| 空き家になった年 | 　　　　　　　　　　年　　　　　月(　　　　年　　　か月) |
| 補修の要・不要 | □補修は不要　　　　□多少補修が必要　　　□大幅な補修が必要 |
| 補修の費用負担 | □所有者負担　　　　□入居者負担　　　　　□協議を要する |
| 間取り | 1階 | □和室(　　　　　畳) (　　　　　畳) (　　　　　畳) |
| □洋室(　　　　　畳) (　　　　　畳) (　　　　　畳) |
| □トイレ　□台所　□風呂　□その他(　　　　　　　　　) |
| 2階 | □和室(　　　　　畳) (　　　　　畳) (　　　　　畳) |
| □洋室(　　　　　畳) (　　　　　畳) (　　　　　畳) |
| □トイレ　□台所　□風呂　□その他(　　　　　　　　　) |
| ペット飼育 | □不可　　　　　　　　　□可(　室内　　室外　) |
| 設備状況 | 電気 | □引き込み済　　　□その他(　　　　　　) |
| ガス | □プロパンガス　　□その他(　　　　　　) |
| 風呂 | □ガス　　　　　　□灯油　　　　□電気　　　　□その他(　　　　　　) |
| 水道 | □上水道　　　　　□井戸　　　　□その他(　　　　　　) |
| 下水 | □下水道　　　　　□浄化槽　　　□その他(　　　　　　) |
| トイレ | □水洗( □和式 ／ □洋式 )　　　□汲取り( □和式 ／ □洋式 ) |
| 駐車場 | □あり(　　　　　台)　　　　　　□なし |
| 庭 | □あり　　　　　　　　　　　　　□なし |
| その他 |  |
| 主要施設等への距離 | 駅 | km | バス停 | km |
| 役所 | km | 消防署 | km |
| 警察署/交番 | km | 郵便局 | km |
| かわち学園 | km |  | km |
| スーパー | km |  | km |
| 認定こども園 | km　　　　　　　　 |
| 病院/診療所 | km　　　　　　　　 |

(裏面)

|  |
| --- |
| 位置図 |
|  |

|  |
| --- |
| 特記事項 |
|  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町記入欄 | 受付日 | 年　　　　月　　　　日 | 不動産業者決定 | 年　　　　月　　　　日 |
| 現地確認日 | 年　　　　月　　　　日 | 登録変更日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 登録日 | 年　　　　月　　　　日 | 有効期限 | 年　　　　月　　　　日 |
| 登録抹消日 | 年　　　　月　　　　日 | □契約成立　□登録抹消　□その他 |

様式第３号（第３条、第４条、第５条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　様

河内町長

河内町空き家活用制度登録（新規・変更・更新）完了通知書

年　　月　　日に河内町空き家活用登録（新規・変更・更新）の申請がありました下記の物件につきまして、河内町空き家活用登録台帳に登録したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　号 |
| 物件所在地 |  |
| 登 録 日 | 年　　月　　日 |
| 有効期限 | 年　　月　　日 |
| 変更・更新の内容 |  |

※変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第４号（第６条関係）

　　年　　月　　日

河内町長　様

申請者　住　　所

　　　　氏　　名

電話番号

河内町空き家活用制度登録抹消申込書

　河内町空き家活用制度の登録を抹消したいので、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　号 |
| 物件所在地 |  |
| 抹消理由 |  |

様式第５号（第６条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

河内町空き家活用制度登録抹消通知書

　下記の物件について、空き家台帳の登録を抹消したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　号 |
| 物件所在地 |  |
| 抹消理由 |  |

様式第６号（第９条関係）

第　　　　号

年　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

河内町空き家活用制度登録物件媒介（協力・中断・終了）依頼書

河内町空き家対策の連携協定に関する協定第４条の規定により、下記の物件の売買・賃貸借等に係る媒介の（協力・中断・終了）を依頼します。

記

（１）物件番号　　No.

（２）所在地

（３）媒介者の選択

　□　　　　　が推薦する会員

　　　□　次の者

　　　　　業　者　名：

　　　※中断・終了の依頼の場合は、現在の媒介者を記入すること。

（４）その他

様式第７号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

　河内町長　様

（代理人）

河内町空き家活用制度登録物件媒介者決定報告書

年　　月　　日付け、　　第　　号で依頼のあった件について、下記の業者に決定したので報告します。

記

（１）免許番号

（２）商号又は名称

（３）代表者名

（４）事務所所在地

（５）電話番号

（６）その他特記事項

（担当者）

氏　名

電　話

様式第８号（第１０条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

様

河内町長

河内町空き家活用制度登録物件媒介者決定通知書

年　　月　　日　付けで申込みのあった空き家登録について、次のとおり媒介業者が決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 免許番号 | 　 |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 事務所所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| その他特記事項 |  |

様式第９号（第１１条、第１２条、第１３条関係）

　　年　　月　　日

河内町長　様

河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録申込書

河内町空き家活用制度実施要綱に定める趣旨を理解し、利用登録に係る個人情報について、物件登録者が媒介を依頼する　　　　　　　　　　　　　　へ提供することに同意し、次のとおり利用登録を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
|  住所 | 〒 |
| フリガナ氏　　　名 |  |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　　　年　　　月　　　日　（満　　　歳） |
| 自宅電話 |  | 携帯電話 |  |
| Eメール |  |
| 世帯/団体構成(別紙可) | 　　　　　　　　　　 （　　歳） 　　　　　　　　　　 （　　歳）　　　　　　　　　　 （　　歳） | 　　　　　　（　　歳）　　　　　　　　　　　（　　歳） （　　歳） |
| ペット飼育 | ☐なし　　☐あり（種類：　　　　　　　　）／　☐室内　☐室外 |
| 購入・賃貸 | ☐購入希望　　☐賃貸希望 |
| 希望価格 | （購入）　　　　　　　　　円 | （賃貸）　　　　　　　　　 円／月 |
| 希望条件等 |  |
| 備　　考 |  |

※変更・更新の場合は、備考欄に変更・更新事項の内容を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 町記入欄 | 受付日 | 登録日 | 利用登録番号 |
| 　　年　　月　　日 | 　　年　　月　　日 | 第　　　　　　　号 |

注）この申込みにより登録された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第１０号（第１１条関係）

河内町長　様

誓約書

私は、河内町空き家活用登録物件の交渉を申し込むにあたり、河内町空き家活用制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、下記の事項について誓約します。

１　河内町空き家活用登録の利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しないこと。

２　登録空き家を利用する目的が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令等に違反し、又は違反するおそれがあると認められることに利用しないこと。

３　私に関する情報を確認するため、町長が命令した職員が必要に応じて関係機関に調査や情報の照会を行うことに意義ありません。

４　申込書に記載した事項に偽りはなく、物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「空き家登録者」、「利用希望者」及び「協定者及び媒介者等」の間で解決すること。

年　　月　　日

住所

　　　　　氏名（署名）

様式第１１号（第１１条、第１２条、第１３条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

河内町長

河内町空き家活用制度登録物件利用（新規・変更・更新）登録完了通知書

年　　月　　日　付けで申込みのあった利用登録について、河内町空き家活用制度実施要綱の規定に基づき、登録が完了したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 登録日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 有効期限 | 年　　　　月　　　　日 |
| 変更・更新の内容 |  |

（注）(1)変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

 (2)この通知書は、希望物件の交渉申し込みの際、必要となりますので大切に

保管してください。

様式第１２号（第１４条関係）

　　年　　月　　日

河内町長　様

河内町空き家活用制度登録物件利用抹消申込書

河内町空き家活用登録物件の利用登録を抹消したいので、次のとおり利用登録の抹消を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用登録番号 | 第　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 住所 |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印 |
| 電話番号 |  |
| 抹消理由 |  |

注）この申込書を受け付けた日が登録の抹消日となります。

様式第１３号（第１４条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

河内町長

河内町空き家活用制度登録物件利用抹消完了通知書

年　　月　　日　付けで申し込みのあった利用抹消登録について、登録を抹消したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用登録番号 | 　　第　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 登録抹消日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 抹消理由 |  |

様式第１４号（第１５条関係）

　　年　　月　　日

河内町長　様

河内町空き家活用制度登録物件交渉申込書

河内町空き家活用制度実施要綱に定める趣旨を理解し、次のとおり登録物件の交渉を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用登録番号 | 　　第　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 住所 | 〒　　　　－ |
| 氏名 |  |
| 自宅電話 |  |
| FAX番号 |  |
| 携帯電話 |  |
| Eメール |  |
|  |
| 希望物件登録番号 |  |
| 購入・賃貸の別及び希望価格 | ☐購入　　希望価格（　　　　　　　　　　　　　　円）☐賃貸　 希望価格（　　　　　　　　　　　　円／月） |
| 希望条件等 |  |

注）河内町では、物件の賃借･売買に関する交渉、契約等に関して仲介行為は行っていません。また、交渉、契約に関するトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。ただし、物件登録者は、媒介に関し協定を締結している　　　　　　　　　　　（以下「　　　」という。）に契約交渉の媒介を依頼することができます。宅建協会へ依頼した場合の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

様式第１５号（第１５条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

様

河内町長

河内町空き家活用制度登録物件交渉申込通知書

年　　月　　日　付けで申請のあった登録物件への交渉申込みについて、登録物件への交渉申込みを受付けしたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用登録番号 | 　　第　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 利用登録者 | 住所 |  |
| 氏名 | 様 |
| 連絡先 |  |
| 希望物件登録番号 |  |
| 購入・賃貸の別及び希望価格 | ☐購入　　価格（　　　　　　　　　　　　　円）☐賃貸　 価格（　　　　　　　　　　　円／月）　 |
| 希望条件等 |  |

様式第１６号（第１６条関係）

　　年　　月　　日

河内町長

河内町空き家活用制度登録物件交渉結果報告書

年　　月　　日　付け第　　号で通知のあった登録物件の交渉について、次のとおり結果を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件番号 | 第　　　　　　　　　　　　　号 |
| 所在地 |  |
| 契約成立の可否 | 売買契約 | ☐成立　　☐不成立 |
| 賃貸借契約 | ☐成立　　☐不成立 |
| 購入・賃貸の別及び価格 | ☐購入　　価格（　　　　　　　　　　　　円）☐賃貸　 価格（　　　　　　　　　　円／月） |
| 契約締結日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 契約期間 | 年　　　月　　　日　～　　　年　　月　　　日 |
| 不成立理由 |  |
| 物件登録者 | 住所 |  |
| 氏名 | 様 |
| 利用希望者 | 住所 |  |
| 氏名 | 様 |
| 仲介業者 | 商号 |  |
| 代表者名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |